令和2年度 第2回 長野県契約審議会議事録 (Web 会議)

日 時 令和2年9月7日(月) 13時15分~15時30分 場 所 議会棟3階第1特別会議室(事務局)

1 開 会

○小野企画幹

本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和2年度第2回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、令和2年9月1日から、令和5年8月31日までの3年間、長野県契約審議会委員に御就任いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、昨今の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、Web 会議により開催いたします。委員の皆様には、会議の設営に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、12名の委員の皆様に御出席していただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まず御報告いたします。

この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページにて公表いたしますのであらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては3時 45 分ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討により修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

2 あいさつ

○小野企画幹

それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。 初めに、県を代表しまして、会計管理者兼会計局長の小野浩美から御挨拶申し上げます。

○小野会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の小野浩美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

長野県の契約に関する条例に基づき設置しております本契約審議会は、契約に関する県

の取組を基本理念の実現に資するものとするため、学識経験者の方から御意見を聞く機会 として、平成 26 年より発足しております。

委員の皆様には、第3期委員として、9月1日付で新たに御就任いただいた6人の皆様を含め、委員及び特別委員として13名に御就任いただきました。公私とも御多忙にもかかわらず就任をお引き受けいただき、感謝申し上げます。

今回は改選後初めての審議会となりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、一堂に会して本審議会を開催することが困難と判断し、Web 会議にて開催させていただきました。審議会発足以来初めての試みではありますが、委員の皆様には、接続準備等Web 会議の開催に御協力いただきまして、ありがとうございました。

本日の審議会では、会長の選任等審議会の運営に関すること及び会議事項として、報告 事項4件について御審議いただきたいと存じます。限られた時間の中ではございますが、 委員の皆様の専門的な知識や御経験を基に、忌憚のない御意見をいただきますことをお願 い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○小野企画幹

次に、委員の皆様を会議資料の名簿順に御紹介いたします。

会議資料の名簿を御覧いただきたいと思います。

相澤久子委員でございます。

秋葉芳江委員でございます。

碓井光明委員でございます。

奥原みどり委員でございます。

木下修委員でございます。

田村秀委員でございます。

中嶌実香委員でございます。

堀越倫世委員でございます。

森俊也委員でございます。

湯本憲正委員でございます。

吉野洋一委員でございます。

続きまして、特別委員を御紹介をいたします。

建設工事等の学識経験者として御就任いただきました轟邦明委員でございます。なお、 西村直子委員におかれましては、本日都合により御欠席でございます。

次に、事務局の自己紹介をいたします。

○市岡契約・検査課長

契約・検査課長の市岡恵利子でございます。委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

○青木技術管理室長

技術管理室長の青木謙通と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

4 会長等の選任

○小野企画幹

続きまして、次第の4「会長等の選任」に移らせていただきます。

本審議会規則第2条第1項に基づきまして、委員の皆様に会長を互選していただきます。 会長選任につきまして、御発言がございましたらお願いいたします。

ただいま吉野委員が手を挙げられましたので、御発言をお願いいたします。

○吉野委員

吉野でございます。

これまでの審議会の経緯もございまして、碓井委員に会長をやっていただくのがよいと思います。

○小野企画幹

ありがとうございます。

ただいま、吉野委員から、碓井委員を会長にとの御提案がございました。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、碓井委員に会長をお願いいたします。

では、碓井会長から、御挨拶に続きまして、会議の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○碓井会長

確井でございます。新型コロナウイルスで苦しんでいる中、今期も契約審議会に新たな 委員さんが選任されました。ただいま私が会長にということでございますので、引き受け させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の声は皆さんに聞こえていますでしょうか。うなずいていただければ結構です。私、 実は、ZOOM の会議というのは何回かやってはいるのですが、この場でのやり方はよく分 かっていないので皆様に御迷惑をおかけすることがあると思いますが、適宜アドバイスを いただければありがたいと思います。

まず、本審議会規則第2条第3項によりまして、会長代理は会長である私が指名することとなっております。そこで、私といたしましては、吉野委員に会長代理に御就任いただきたいと思います。吉野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

5 説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名

○碓井会長

それでは、次第5「説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名」という項目 がございます。

まず、この仕組みにつきまして、事務局から御説明お願いします。

○事務局

それでは、1ページの資料1を御覧ください。当部会におきましては、1「設置根拠」のとおり、長野県の契約に関する条例第7条及び長野県契約審議会規則第5条におきまして、審議会に部会を置くことができるとされております。

契約審議会発足後最初の会議でありました平成 26 年第1回審議会におきまして、説明請求審査部会の設置を決議いただいたところです。

当部会での審議内容といたしましては、2「任務」として二つあります。(1)として、 県が行った入札・契約の過程につきまして、受注者、または入札参加者から発注機関の長、 これは、例えば建設事務所への申立てであれば建設事務所長が発注機関の長となります。 この発注機関の長に苦情の申立てがあり、当該発注機関の長から苦情申立者へ回答した内 容について、知事に対して再苦情申立てを行った場合に、知事から諮問を受けて審議をい ただきます。

もう一点目は(2)といたしまして、県が発注した建設工事、または建設工事に係る委託業務に関して、業務終了後に発注者等が行う成績評定について、受注者から発注機関の長に説明請求があり、当該発注機関の長から説明請求者へ回答した内容について、知事に再説明請求を行った場合に知事から諮問を受けて御審議いただきます。

具体的な審議の流れは、当事者から事情聴取を行い、その内容を基に審議し、知事に対して答申を行います。

最近の当部会の開催実績ですが、平成29年度に再苦情申立てに関し1件、平成30年度に再説明請求に関し1件、そして令和2年度、今年度におきまして再説明請求に関し2件となっております。

なお、当部会においては、紛争や法律の知識をお持ちの方、また審議の対象となる案件 の多くが建設工事等に関わるものであることから、当事者と利害関係のない方に御審議い ただく必要があると考えております。

また、審議の手続におきまして、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘 義務もありますため、少人数の部会として御審議いただくことが適当ではないかとの考え の下、これまで、委員2名及び特別委員1名、合わせて3名の皆様に御担当いただいたと ころでございます。

部会に属する委員につきましては、会長から御指名いただくこととなりますので、この後、碓井会長から御指名いただきたいと考えております。

最後に議決に関することといたしまして、3「議決」の(1)長野県契約審議会規則第5条第6項の規定、及び平成26年度第1回契約審議会の議決により、部会の議決をもって審議会の議決としているところでございます。

また、審議すべき事項につきまして、部会に付すいとまがない場合など、特別な理由がある場合につきましては、持ち回りの審議をもって部会の審議に代えることができるものとしております。

部会を開催した場合における審議内容につきましては、その後直近で開かれる審議会で 御報告することとしております。この本審議会でも、6月及び7月に開催した部会の審議 結果について、後ほど報告させていただきます。

概要の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それではただいまの御説明につきまして、御質問や御意見を承りたいと思います。

先ほどの方式ですと、皆様が手を挙げるところをクリックしていただくと、私に分かるようになっているんでしょうか。試しにどなたか御質問等をいただければありがたいです。ここに表示されるんでしょうか。

○事務局

そうです。碓井会長の画面にも表示されることになっております。

○碓井会長

参加者が並んでいるところに表示されるんでしょうか。

○事務局

手のマークが表示されるようになります。

○碓井会長

ということは、まだどなたもということですね。どなたか試しにやってみていただけませんか。今後の審議のために、堀越委員、試しに手を挙げていただけますか。

挙がりました。分かりました。堀越委員、どうもありがとうございました。

それでは、この方式でうまくいくようですので、ほかの委員の皆様、御質問や御意見が ありましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。それでは、ただいまの御説明を承ったことを前提にいたしまして、本審議会規則第5条第2項に基づきまして、私から部会に属すべき委員及び特別委員を指名させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、皆様から御了解いただいたものと扱わせていただきます。大変恐縮ですが、 中嶌委員、吉野委員、轟特別委員のお三方を指名させていただきたいと存じます。お三方 には大変御苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

6 「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要

○碓井会長

次に次第6「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要についての項目に移らせていただきます。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

2ページ、資料2を御覧ください。会議事項に入る前に、長野県の契約に関する条例及 び取組方針の概要について説明をさせていただきます。

長野県では、公正で適正な契約を行うことで、地域経済の健全な発展を目指すことなど 4項目を基本理念とする「長野県の契約に関する条例」を制定して、平成 26 年の 4 月から 施行しております。また、平成 26 年 10 月には、条例の基本理念を実現するために、契約 の締結方法や履行確保の方法について、「長野県の契約に関する取組方針」を策定して運用しているところでございます。

- 1「長野県の契約に関する条例について」です。
- (1)「条例の概要」です。

アの目的です。基本理念に沿った取組の基本事項を定めて、契約制度を活用して一定の 行政目的を実現することで、県民の福祉の増進を図るということを目的とするものです。

イの基本理念です。条例の目指す姿として、次の4項目が定められております。(ア)契約の適正化、(イ)総合的に優れた契約の締結、(ウ)契約内容への配慮、(エ)事業者の社会貢献活動への配慮、それぞれの内容につきましては、後ほど説明させていただきます。ウの取組方針も、後ほど説明させていただきます。

エの長野県契約審議会でございます。県の取組が条例の基本理念を実現するものとなる ために、学識経験者の方から意見を聞く機関として設置しております。審議会での重要事 項、いわゆる審議事項につきましては、県の契約に関する取組方針の策定、変更に関する 事項、県の入札及び契約制度の運用に関する事項など、契約に関する重要事項について審 議をいただいております。

下の図は、条例の関連図になります。審議会の意見を聞きながら、PDCA サイクルによって、必要な措置を講じながら取組方針をはじめ、契約に関する取組をより良いものにしていくという流れとなっております。

3ページを御覧ください。2「長野県の契約に関する取組方針について」でございます。

(1) 取組方針の内容です。条例の基本理念を実現するために、「長野県の契約に関する 取組方針」を定めております。内容は、契約の締結方法や履行確保の方法など、条例の基 本理念を実現するために契約に関する取組の方針を定めたもので、条例に沿って四つの理 念を掲げています。その実現のために、基本事項が四つの基本理念ごとに定められて、さ らに具体的な取組項目で構成されております。

策定当初は 89 の取組項目を掲げておりましたが、その後取組が進みまして、項目を追加・更新し、3度の取組方針の変更を経まして、現在 91 項目となっております。

基本理念1「契約の適正化」。契約の適正化が図られることで、地域経済の健全な発展に

資することを目指しております。その実現のために、契約の過程及び内容の透明性の確保、 競争の公平性の確保などを基本事項として、契約に関する情報の公表や予定価格の適正な 設定などを行うこととしております。

具体的な取組としては、取組番号 10 番で、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約において、より適切な予定価格の設定について検討することなど、17 項目を挙げております。

基本理念 2「総合的に優れた契約の締結」。契約を総合的に優れた内容にすることで、提供されるサービスを安全かつ良質なものにすることを目指しております。適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止や、サービスの質、品質の確保、向上や、業種に応じた事業者の技術力といった、価格以外の多様な要素も考慮することとしております。

具体的な取組としては、取組番号 19 番で、印刷・警備などの契約において、最低制限価格制度の導入について検討するなど、17 項目を挙げています。

4ページを御覧ください。基本理念3「契約内容への配慮」。県の契約において、契約の目的及び内容に応じて、地域における雇用の確保が図られること、県産品の利用が図られることなど、6項目の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指しております。

具体的な取組としては、取組番号 37 番で、「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討など、38 項目を挙げております。

基本理念 4「事業者の社会貢献活動への配慮」。県の契約の締結について、契約の目的及び内容に応じ、県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境の整備がされていること、環境に配慮した事業活動を行っていることなどの事項に配慮することにより、社会的責任を果たす事業者の育成に資することを目指しております。

具体的な取組としては、取組番号 74 番で、県の契約において入札参加資格の審査項目において、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援など、多様な労働環境の整備への取組を評価するなど、19 項目を挙げております。

これらの取組方針の内容や取組方針を踏まえた個々の入札や契約方法など、契約審議会に意見をお聞きした上で、実施しているところでございます。

取組方針の91項目の取組状況は、取組が策定されて6年が経過しておりますけれども、 既に実施している取組が73項目、今後検討を進める取組が18項目となっております。こ の今後検討を進める取組の18項目のうち16項目の取組については、完全に実施できてい るという状況ではありませんが、既に着手はしている状況でございます。全く未着手であ る取組は2項目という状況でございます。

続いて、5ページ、6ページは、これまでに実施してきました主な取組内容を掲載して おりますので、参考に御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

4ページの基本理念の3で、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回コロナの関係で、非常に県内企業も厳しいという状況の中でありますが、3-3にあります県内の中小企業者の受注機会の確保や、県産品の利用促進、また地域の雇用確保というサイクルが、結果として3-6の持続可能である地域社会の実現ということであるかと思います。

その視点から、後ほど説明いただくと思いますが、7ページの資料3の県の契約状況の概要というものがあるかと思いますが、それを踏まえた中で、この7年間の契約の状況から、この理念に掲げる県内事業者への受注の機会が確実に増えているという、そんなことが判断されるのか。

そして、実際この理念の実現に向けました目標値といったものがあるのかという、2点についてお願いしたいと思います。

以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。 事務局、お願いいたします。

○事務局

それでは、後ほどまた7ページの説明がございますので、そのときに併せて御回答したいと思います。

○碓井会長

分かりました。

湯本委員、そういうことで御了解ください。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いいたします。特に、初めて委員になられた 方からは大丈夫でしょうか。

それでは、この項目は承ったということにさせていただきます。

7 会議事項

ア「県の契約状況の概要」

- (ア) 製造の請負等3契約の契約状況
- (イ) 建設工事等の受注希望型競争入札における契約状況
- (ウ) 森林整備業務の契約状況等

続きまして、次第7の会議事項に入らせていただきます。

報告事項のア「県の契約状況の概要」につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

7ページの資料3を御覧ください。

この資料は、長野県の建設工事に係る契約以外の契約状況の概要について取りまとめた ものでございます。データは、契約管理システムを用いまして、一般競争入札、公募型見 積合わせ及び公募型プロポーザル方式の契約について、令和元年度事業の実績を集計し、 前年度と比較したものでございます。

表の上段は、製造の請負契約ですが、これは印刷業務や制服、横断幕の製造などを行うもので、令和元年度は契約件数が合計で498件、契約金額が2億300万円余り、平均落札率が78.1%で、前年度を若干上回っております。この要因としましては、県立武道館の開館に伴う高額な契約等があったためと考えております。平均応札者数は2.7者となっております。契約方法別の件数では、公募型見積合わせが約98%を占めております。また、受注者の状況では、県内本店の業者が約95%を占めております。

表の中段は物件の買入れ契約ですが、これは自動車、事務用品、燃料などの物品の購入を行うもので、契約件数が合計で 2,275 件、契約金額が 51 億 100 万円余り、平均落札率が 84.1%、平均応札者数が 2.3 者でございます。件数及び金額の増加の要因としましては、県立武道館の開館に伴うものと、台風で被災した県施設において臨時的に機器等の調達が行われたためと考えております。受注者の状況では、県内の本店業者が約 87%を占めております。

次に、下段がその他の契約ですが、これは清掃、警備などの業務委託ですとか、物件の借入れ等を行うもので、契約件数が合計で988件、契約金額が69億4,300万円余り、平均落札率が91.6%、平均応札者数が1.8者でございます。平均応札者数が、上段と中段の契約との比較で少数なのは、専門性が必要な設備などの保守点検の業務や、信頼性が重視される給食業務など、相手方が限定される場合が多いことによります。

契約件数につきましては、公募型見積合わせと、公募型プロポーザルについて増加傾向にあり、特に公募型プロポーザルについては、件数、金額ともに増加しており、制度が定着し活用が進んでいると考えております。

また、契約金額の減少は、平成30年度には、流域下水道事務所において、3か年で契約する一般競争入札による終末処理場運転管理業務委託、約55億円が計上されていたことによります。

最下段は、これら3契約の合計となっております。契約・検査課では、条例の基本理念に基づきまして、契約の適正化等に取り組むこととし、これらのデータの推移を注視してまいります。

説明は以上でございます。

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明がありました資料について、皆様から御質問や御意見がありましたら 御発言願います。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

その他の契約のところですが、特に応札者が2者未満ということで非常に少ないわけです。若干御説明いただいた中でありましたけれども、その判断として、専門性や特殊性、また台風 19 号といったような観点からやむを得ないという判断と捉えているのかということであります。

2点目として、公募型のプロポーザルにつきましては、これも先ほど説明がありましたが、非常に進んでいるということでありますが、県側の意向に沿った業務内容、また実績であるという評価ができているのか、2点についてお願いしたいと思います。

○事務局

1点目の応札者数が少ないのではないかという御指摘ですが、その他の契約につきましては、保守点検というような業務、これはどのようなものかといいますと、エレベーター、自動ドア、あるいはダムの管理などをするもの、それから個別の施設の電気設備等の点検等を行うものでございまして、ある程度業者が特定されてしまっているという状況で、1者のみ応札しているようなものが8割を超えているような状況でございます。

競争性ということも大事でございますが、間違いなく業務をやっていただくというのも 契約の重要な要素でございますので、このような状況でもある程度やむを得ないかという 認識をいたしております。

2点目の公募型プロポーザル方式につきましては、件数と金額を御覧いただきまして、 非常に件数も金額も増加をしております。といいますのは、様々な事業で、やはり金額だけでは決定ができないような契約、そういった業務が県の契約には非常に多うございまして、随意契約の良さと競争入札の良さの両方を取り入れるようなものが公募型プロポーザル方式、いいとこ取りをするような仕組みでございます。こういったものについては、皆さん使い勝手がよろしいということでお使いをいただいていると思いますので、私どもの県側の意向に沿ったものであるといったような認識をいたしております。

以上でございます。

○碓井会長

湯本委員、いかがでしょうか。

○湯本委員

承知しました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

進行で、ほかの契約状況について関連しあうこともあると思いますので、事務局から、 次の建設工事等の(イ)についても、まず御説明をお願いできますでしょうか。資料4に ついてですね。

○事務局

資料4の説明をさせていただきます。8ページを御覧ください。

令和2年6月末現在の入札状況でございます。まず、建設工事の入札状況について説明をさせていただきます。

(1) として、令和元、2年度の状況でございます。表の右下太枠の部分、令和元年度につきましては1,967件の契約、平均参加者数は5.2者、平均落札率は94.4%となっております。契約件数は、国土強靱化3か年緊急対策事業や台風第19号によります災害復旧事業の実施によりまして、前年度比で約240件ほど増加しております。また、平均落札率は昨年8月以降、失格基準の改定によります上昇を確認しているところでございます。

今年度6月までの状況は、契約件数は296件、平均参加者数は4.6者、平均落札率は95.6%となっております。契約件数、落札率は前年並みの数値で推移していますけれども、平均参加者数は低い数値で推移しております。参加者数は発注件数と相反関係を示す傾向がございます。例年、発注のピークとなる年度中盤に減少しまして、年度末から次年度当初にかけて回復をいたしますが、昨年度から減少傾向が続いております。こちらにつきましては、昨年度の発注件数の増加による影響が大きいものと考えております。

また、昨年度は入札のない「応札なし」や、予定価格超過などによります落札者のいない「不調」が大幅に増加しておりますけれども、今年度に入って減少傾向が見られております。昨年度と同様に災害等によります例年以上の発注件数となることが想定されますので、動向については今後も注視してまいります。

(2) は近年の入札状況を示したグラフになります。落札額の総額と平均参加者数、平均落札率について、平成 20 年度以降の推移をまとめてございます。棒グラフが落札額総額、これは 100 万円単位になります。実線の折れ線が平均の落札率、破線の折れ線が平均参加者数の推移を示しています。令和元年度は、台風第 19 号関連の建設工事発注等によりまして落札額の総額も大幅に増加しております。

次に(3)、地域別(10 ブロック)の動向を示した表になります。この 10 ブロックでございますが、県の 10 の地域振興局をブロックの単位としております。令和元年度と今年度6月末までの状況でございますが、表の3段目と4段目に、地元受注率を件数と金額ベースで示しています。表の一番右に全県の値を示しております。

今年度の地元受注の動向ですが、3段目の件数で93.2%、4段目の金額では79.3%が地元受注となっておりますが、これは概ね例年並みの数値となっています。

1 段目の平均参加者数の動向ですが、今年度にかけて全県的に減少傾向を示しておりますが、昨年度の台風災害の影響の大きい東信、北信地域においてその傾向が顕著となっております。災害復旧工事等の発注件数の増加によるものと考えております。

金額による地元受注率については、昨年度から今年度にかけまして低い数値を示してい

る地域が散見されますが、こちらは大型案件において、管外の業者が受注したものですとか、昨年度入札不調対策として導入しました復興 JV による参加を認める案件におきまして、管外業者が代表構成員となって受注したものによるものでございます。

9ページをお願いします。委託業務の入札状況について説明させていただきます。

(1) 令和元・2年度の状況です。表の右下の太枠部分です。令和元年度は、1,643件の契約、平均参加者数 11.8者、平均落札率が 90.0%、今年度につきましては、6月まででございますが、276件の契約、平均参加者が 11.8者、平均落札率が 89.8%となっております。平均参加者数は、建設工事と同様に国土強靱化3か年緊急対策事業や、昨年度の台風第 19号に関係します災害復旧事業の実施によりまして発注件数の増加により、昨年度からの減少傾向が続いております。

特に、昨年 10 月から 12 月にかけての落ち込みは、台風災害発生直後からの緊急対応によりまして業務量が一時的に急激に増加をいたしまして、入札への参加を躊躇したといったような実情を関係団体から伺っています。この落ち込みが、昨年度の数値をさらに押し下げた一つの要因となっているものと考えております。

(2) は、近年の入札状況を示したグラフでございます。平均参加者数の減少傾向が続いている状況ですが、先ほど御説明しましたとおり、発注件数の増加、災害対応等による影響と考えております。建設工事と同様に引き続き動向を注視してまいります。

次に、今年度6月までの総合評価落札方式の状況でございます。総合評価落札方式は入 札価格と価格以外の評価により、総合的に優れた者を落札者とする落札方式でございます。 建設工事につきましては右側、今年度6月までに149件、委託業務につきましては124 件、合わせて273件が契約となっております。

表の左側の区分に技術等提案型、簡易型、簡易 II 型とございます。簡易型は、工事成績、 実績、技術者資格等の評価を価格以外の点数として設定するものになります。さらに企業 から技術提案、例えばコスト縮減ですとか、施工方法につきまして技術提案を技術提案点 として上乗せしたものが、技術等提案型になります。簡易 II 型は、簡易型よりも評価項目 を減らしたもので、受注希望型競争入札の委託業務、舗装工事などにおきますくじ引き対 策として試行しているものでございます。

建設工事の最下段、地域貢献等簡易型につきましては、昨年8月から試行開始したものです。こちらの状況につきましては、簡易II型の実施状況と併せて別途御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

後で改めて御質問等をお伺いしますが、後だと忘れてしまうという方には、この際御質 問を伺います。

私から確認させていただきたいのですが、委託業務というのは、もちろん設計委託が頭 に浮かぶのですが、そのほかの種類もあるでしょうか。

○事務局

はい。いわゆる設計を行う業務、設計を行うために必要となります調査、測量業務がございます。それから、用地買収をするために必要となってまいります建物の調査、補償コンサルタントですが、そういった業務もございます。

○碓井会長

補償コンサルタントですか、分かりました。 では、この際にという方は、どうぞ手を挙げるをクリックしてください。 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

今、御説明がありましたが、工事、委託とも、応札なし、不調というのが非常に数が多いのですが、その要因は何かというのを教えていただきたいです。

○碓井会長

事務局、どうですか。

○事務局

一昨年から、3か年緊急対策事業により建設工事につきましては、事業量が大幅に増えています。昨年度、さらに台風 19 号に関連します災害復旧工事というものが増えておりまして、工事の件数が平年に比べまして、200 件から 300 件程度増加し、県内の建設工事、県工事以外にも、市町村の工事、国の工事もございますが、同様に増加傾向にあるのではないかと。

こういったものによりまして、企業側で参加をしていただく機会、企業側で取り組んでいただける能力的な限界というものもございますので、そういったものも含めてということにはなるんですが、応札が少なくなっていく傾向が強くなって、最終的にそういったものが応札なしですとか、不調という予定価格を超過した案件になるのですが、そういったものが増えてくる傾向になってきているのではないかと考えております。

○碓井会長

吉野委員、よろしゅうございますか。

○吉野委員

これは、工事、委託とも同じですか。

○事務局

特に建設工事のほうが強めに影響を受けているのではないかと考えておりますが、委託 業務に関しても同様の傾向にあると考えております。

田村委員、どうぞ。

○田村委員

初めて発言させていただきます。よろしくお願いします。

大きく2点あって、今の質問とも関連するのですが、8ページの平均の参加者が、平成27年ですと11者、現在は5者で半分以下になっていると。特に、木曽地域はもう3者も切っているようなことで、確かに工事の額、件数が増えているということでこうなるのは一定程度やむを得ないとは思うんですが、もう少し入札をしてくる対象者を広げるような取組とか、今後何か考えていらっしゃるのかを教えてくださいというのが1点目です。

二つ目は、9ページの総合評価落札方式のデータの見方です。例えば、令和元年度は843件やられていると出ていますが、これは前のページの8ページの令和元年度2,221件のうちの843件が総合評価落札で行われたと見るのでよろしいのか。要は三十数パーセントと見ていけばいいのかを御教示いただきたいという、この2点でございます。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

1点目でございますが、入札の参加者数が例年減少してきているという御意見ですが、ここ最近、建設工事自体の発注件数が伸びを見せている中で減少傾向が続いているという状況もございます。

それから、地域的なところで、木曽地域については3者を切るということで、参加者数が全県で見ても低い数値を示しているところですが、地理的な要件で、特に木曽地域というのは周辺の地域から参入しづらい、参加しづらいところもございます。そういったようなことで、木曽地域に関しましては、やはり比較的少ない傾向が続いているという状況がございます。

参加者数の増加ということで具体的に取り組んでいることに関しまして言いますと、参加いただくための入札の要件を県の中で統一的な運用を図っておりますけれども、そういったもののなかで地域の要件を拡大していくことを、取組として行っているところでございます。

二つ目の御質問にございました9ページの総合評価の見方でございます。先ほど御指摘をいただきましたとおり、令和元年度の合計件数は、建設工事につきましては843件ですが、その分母に関しては、8ページの令和元年度合計欄にございます開札の合計件数2,221、もしくは契約の1,967件を御覧いただき比較していただければと思います。それで、概ね4割ぐらいの実施率という状況でございます。

○碓井会長

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

2点あります。1点目は、田村委員と同様の質問でした。それに関連して、今、地域的なものについて、地域要件の拡大をしているというようなことがありましたが、これは具体的に取組番号の中に組み入れられているんでしょうか。

2点目としまして、落札率が非常に高くなってきておりまして、平成 26 年から比べますと上がってきているのは、やはり今まで取組をしてきたその結果、このような数字になってきていると解釈してよろしいでしょうか。教えてください。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

一つ目の地域要件の拡大は、基本理念の3番の中に、取組番号でいいますと45で、「建設工事等及び建設工事等に係る委託において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札参加要件とする」といったような形で位置づけられております。

○堀越委員

取組番号45は、既に実施しているということでよろしいですか。

○事務局

そうでございます。

○堀越委員

ありがとうございます。

ただ、あまり昨年度においてはその効果が出てきていないということでしょうか。

○事務局

地域要件につきましては地域ごと、10 ブロックというような言い方で、各地域振興局単位で発注をしておりますもの、県内の全域を含めた県内本店といった地域要件などいろいるございます。

不調が増えてきたことを受けまして、不調になったものに関しましては、要件自体を拡大をする。例えば 10 ブロックでやっていたものを県内本店にするですとか、県内本店のものに関しましては、県外の方も参入いただけるような要件にしていくという運用をさせていただいております。

○堀越委員

今の件は結構です。

○碓井会長

森委員から手が挙がっていますね。

○森委員

先ほどの田村委員さんの近年の入札状況のところで御質問がありましたけれども、私もここに着目しながら見ていたところです。特に落札率が、8~9年ぐらい前からすると5ポイントほど上がってきている、この要因と、落札の金額であったり参加者との兼ね合いといったところで、関係性をどう受け止めていらっしゃるかというのが1点目の質問です。そして、8ページの上の表ですが、開札と契約のピークとオフピークというところでいうと、明瞭に6月~9月、そして2月~3月がピークで、アベレージでというのは難しいところはあると思いますが、凸凹(でこぼこ)になってしまう要因とか、ならしていくとすればどういうようなことが考えられるかといったところ、その辺は一歩踏み込んでおりますが、その要因等をお伺いできればと思うところです。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず一つ目でございますが、近年の落札率の動向ということで御質問をいただいたかと思います。表を御覧いただきますと、25年、26年ぐらいに91%だったものが、27年度に大体1.5ポイント程度上昇しております。昨年度にかけまして落札率が上昇しているという形になっておりますが、こちらにつきましては、国等の失格基準価格等の見直しがございまして、それに準じた形で県の基準を見直したことによる影響と考えております。

これを見直しますと、例えば 27 年から 29 年にかけましては、概ね 92.7 で推移をする形で表れておりますので、昨年度につきましては 94.4 で、これは 8 月に改定させていただいたことにより上昇しているのですが、年間で見ますと若干低い数値ではございますが、今年度の 4 月から 6 月にかけましては、 $95\sim96$ の値を示しております。概ねそのぐらいの数値に落ち着くのではないかということで、確認をしているところではございます。

二つ目でございますが、入札の参加件数自体はやはり凸凹(でこぼこ)がございまして、 どうしても年度の始まりから上期にかけて徐々に件数が増えて、また下期になると下がっ てくるというような形になります。

昨年度につきましては、2月、3月は非常に件数が多く、災害の関係ですとか、緊急対策の関係で補正等が組まれておりまして、そういったものが入ってまいりますと、どうしても年度末であっても件数が伸びてくるという状況がございます。県といたしましては、国の施策でも最近進められておりますが、平準化という極力波が小さくなるよう発注をしていく取組をやらせていただいているところでございます。

○森委員

ありがとうございます。

○碓井会長

それでは、また後で一括してお伺いする機会がございますので、次に、(ウ)森林整備業

務の契約状況等につきまして、御報告をお願いします。

○事務局

10ページ、資料5を御覧ください。森林整備業務の契約の状況等について説明させていただきます。

まず、1の森林整備業務がどのような業務内容か説明させていただきます。保安林等、「等」というのは、ほかに県有林がございますが、そういった森林について、適切な維持管理等のために行う森林整備です。除伐・間伐、主伐、歩道の刈払い、作業道の開設などとなっております。

2の「入札方式」でございます。受注希望型競争入札で、内容により総合評価落札方式 を採用しております。

3の「ダンピング等対策」でございます。失格基準価格及び低入札価格調査制度については建設工事と同じです。

4の「総合評価落札方式制度」でございます。予定価格 200 万円以上で、技術的に難易度が高い業務等、発注機関の長、これは県の現地機関、地域振興局長になりますが、必要と認めたものとしております。

5の「契約の状況」についてでございます。平成 28 年から令和元年までの 4 か年の状況 を表にしております。発注件数、入札執行額は御覧のとおりとなっております。低入札価格の件数は減少傾向にあります。

森林整備業務の不調・不落の状況ですが、先ほどの建設工事同様、増加している状況です。原因としては、国土強靭化3か年緊急対策や、昨年の東日本台風の復旧による発注件数の増加とそれに伴い、森林整備の資格を持っている技術者が建設工事を担当する等により技術者が不足し、生活に直結する工事が優先され、山間地で条件の悪い森林整備業務は敬遠されたものと推測しております。不調等案件については、設計条件の見直し等により減少させたいと考えております。

説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、これも御質問や御意見がありましたらお願いします。 湯本委員。

○湯本委員

1点お願いしたいと思います。ちょうど先週の金曜日にも、地元の信濃毎日新聞にも、 ただいま説明いただいた林務の関係の担い手不足が出ておりました。特に、非常に山仕事 というのは大変だということである中で、技術者不足の根幹というのは、賃金面だとか単 価面だと思うんですけれども、そこについて、何か改善する状況はありますでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

技術者不足についてですが、先ほどの湯本委員からの御質問にありました賃金等の改善等が考えられるかということですが、今回技術者不足として考えられるのが、森林整備の入札参加資格者の約 65%が建設業者であることから、建設業工事に技術者が配置され、技術者が不足してしまったと考えております。

○湯本委員

要望として、やはり山仕事は大変なので今後考えていったのほうがいいんじゃないかと、 あくまで要望でお願いしたいと思います。

○碓井会長

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

この森林整備業務については、やはり全体的に見直しをしていかなくてはならない部分もあるのではないかと思っています。先ほども御説明いただきましたが、特に令和元年においては、台風の関係もあって不調なども多かったとお聞きはしているのですが、今後の見通しとしてこの不調というもの、あるいは低入札価格調査件数が令和元年度は 13 件となっていますけれども、この 13 件というのも多いような気がするので、その辺は、県として具体的にどういう対応を考えいらっしゃいますでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

昨年の災害復旧で不調が多くなってしまったという関係ですが、できるだけ設計条件の 見直しをして、今まで小さな森林整備の箇所が多いのですが、1か所の単位を大きくして、 できるだけ応札しやすいような状況を考えていかなければならないと思います。

低入札調査価格はここのところ大分減ってきているのですが、業者の積算の能力が高くなってきているような状況ですし、森林整備の設計もパターン化してきていますので、そういった状況で、低入札価格も今後少なくなっていくのではないかと思われます。

○堀越委員

この低入札価格調査件数の一つの要因として、積算能力に関係しているということもあるんでしょうか。

○事務局

森林整備業務の発注に関しては、歩掛り等が大分明らかになってきているので、そういった部分で、業者のほうでも積算能力が高くなってきていると考えております。

○堀越委員

分かりました。ありがとうございます。

○碓井会長

それでは、今までの(ア)~(ウ)の3件を合わせて、さらに質問がある方はいらっしゃいますか。

秋葉委員、手が挙がっていますか。

○秋葉委員

初めて就任いたしました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

1点、この森林整備に入る話なんだろうと思って口(くち)を開かせていただいているのですが、実は、災害対策の関係で河畔林の整備をするということをかなり積極的にやっておられます。私は他課のみんなで支える森林づくり県民会議の委員もさせていただいておりまして、実はそちらの中で少し問題提起された件がございました。

どういうことかというと、今、事務局からの回答でもありましたように、やはり不調、 不落になっているというところで条件を緩和する御努力いただいているわけですが、実は その環境配慮に関する事項も削除されてしまっているという事例があると、県民会議の委 員から問題提起がございました。

大変悩ましいところだとは思うのですが、1点確認をさせていただきたいのは、条件を 緩和するときにどういうところを緩和されておられるのか。続けて申し上げるならば、希 望といたしまして、やはり「環境県長野」でございますので、できれば本社地域を緩和す るとかはあっても、環境配慮事項の要件とかは、できるだけ頑張って設計仕様書上残すよ うにできないものかということでございます。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

設計条件で、環境の関係での配慮ということですが、できるだけ環境に配慮した森林整備を目指しているところです。先ほど委員の御質問にもありましたように、河畔林の整備などは、流木の災害が発生しているような状況もありますので、そういった部分で、できるだけ下流に流木が流れ出ないような対策を行っております。

そういった部分で、環境面でもできるだけ配慮しながら、下流の保全対象に対しても、 できるだけ影響のない状況をつくっております。

○碓井会長

河畔林整備事業というのは、具体的にはどういう整備事業でしょうか。

○事務局

河川の法面部分で、森林の支障木等、流木として災害の起きそうな部分の森林を整備させていただいております。

○碓井会長

それが、もし環境配慮と関係するとすれば、どう絡み合う、あるいは衝突することになるんでしょうか。

○事務局

森林整備の仕方で、木の倒し方をできるだけ等高線に沿った形で木を並べるなど、そういった部分でできるだけ見栄えや環境、希少動物に影響がないような形で森林整備を進めていくことでございます。

○碓井会長

秋葉委員、大丈夫でしょうか。

○秋葉委員

ありがとうございます。

非常に悩ましいところは十分承知した上で投げ掛けさせていただいているんですが、やはり、特に渓流域のきわの森林が小河川の生態系において持つ意味というのは非常に大きゅうございます。

もちろん災害対応が急がれるというのは十分承知した上でのことですが、現場で施工するようなところで、環境配慮文言をびっと線を引いて仕様書上消してしまうのではなくて、できる限り配慮するとか、そういう一言があるだけで、結果的にこの契約業務というのを通じて長野県の環境を残していくことができる、それができるのが公共の契約業務だと考えておりますので、大変難しいところはよく承知していますが、ぜひ取り組んでいただければと、最後は希望でございます。会長、ありがとうございます。

○碓井会長

田村委員、手が挙がっていますか。

○田村委員

先ほどの質問と関連して、森委員の御指摘も踏まえてですが、やはりできるだけ平準化していくというのは今も昔も課題で、なかなか単年度予算主義の中で難しいのは分かっているのですが、5月などはもっと発注件数が増えてもいいんじゃないかと、積雪地ではありますが、実際に工事が始まるのは5月下旬とか6月であれば結構できると。

今後の議論の参考にということで、今すぐではなくていいので、これは件数でしか出ていないのですが、各月の落札額ベースでどれぐらいのボリュームを出しているか、そういうものを、この次まででいいので、月ごとの金額ベース、ボリューム、そこら辺を一度教えていただければ、これは要望でございます。

ほかに、県の契約状況の概要、今まで三つの指標に基づいてですが。 奥原委員、どうぞ。

○奥原委員

2点お願いです。建設業の落札率、不調、応札なしが増加している傾向についてお願いです。入札の地域要件を拡大して、応札者、手を挙げる方を増やしていこうという県のお考えかと思いますが、地域要件を広げると、手を挙げてくださる方は若干多くなるかと思いますが、かえって地元の業者さんの受注機会がなくなるとか、応札できなくなるということも考えられるかと思います。

あと、規模を大きくして統括的に入札範囲として出してくださるといった業務内容の関係ですけれども、それも細部でしたら特殊な部分で中小の企業さんでも手を挙げられるけれども、かえって大きな範囲にされますと、評価点数が足りないからそちらに応札できないというケースもあるかと思いますので、そんなところを加味していただいて、とにかく地域要件を広げればいいという考え方ではなくて、逆に狭めることも考慮していただけたらいいかと思います。

それからもう一点ですが、規模の大きな企業が統括的に広範囲のそこを受けられるようにされた場合、中小企業さんがさらに応札しにくい環境もつくってしまうというところもありますので、現況に見合ったものにしていただいて、地域要件については特に考えていただければありがたいと思います。

以上です。

○碓井会長

事務局、何かコメントはありますか。

○事務局

地域要件に関しまして御意見をいただいたかと思います。基本的な地域要件に関しましては、あくまでも地元業者さん、10 ブロック単位というのが最小でございますが、これをベースにして組立てさせていただいているところでございます。

特に、先ほど申し上げました地域要件の拡大の運用に関しましては、いわゆる入札の不調、応札がなかったもの、こういったものを中心に拡大をしていく形で運用を考えておりますので、引き続きそういった動向も見ながら、運用に関しては慎重にやっていきたいと考えております。

○碓井会長

相澤委員から手が挙がっていますね。

○相澤委員

契約概要について知りたいのですが、一般競争入札、指名競争、随意契約とあるという

ことで、今まで一般競争契約についていろいろ御説明いただいたのですが、指名競争はほぼないという確認でよろしいでしょうか。

あと、随意契約については何も資料がないようにお見受けしました。基本的に金額が少ない契約のものだと理解していますが、例えば、資料3の製造の請負は122億円、建設工事は去年は950億円ぐらい、委託業務が約100億円弱、森林整備と清掃・警備は数億と思われますので、随意契約の件数は無理だと思いますので、金額的にアバウトでいいので、どのぐらいの金額を随意契約が占めているか、この場では無理でしょうから、もし集めることができればお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○碓井会長

二つの御質問かと思います。まず、最初のほうをお願いします。

○事務局

指名競争入札は、要領はございますが、現行指名競争入札は行っておりません。 随意契約の件数、金額規模の御質問だったかと思いますが、資料を持ち合わせておりませんので、次回以降に御説明をさせていただくということで御了承いただければと思いま

○碓井会長

相澤委員、よろしゅうございますか。

○相澤委員

ありがとうございます。

○碓井会長

ほかに御質問や御意見ありますでしょうか。

では、大分時間もいただき種々御発言をいただきましたので、この御報告につきましては、承ったということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。 どうもありがとうございます。

では、ここで10分程度休憩をさせていただきたいと思います。

< 休 憩 >

イ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

○碓井会長

再開させていただきたいと思います。

報告事項のイ「清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」に つきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

説明の前に、休憩前に湯本委員からいただきました御質問について回答させていただきます。県内事業者の受注状況について御質問をいただきました。 7ページの資料3を見ながら説明させていただきます。

県内の状況につきましては、製造の請負でほぼ 95%、物件の買入れで 90%、その他の 契約で 55%程度の割合で推移している状況でございます。県としましては、調達の際に地 域要件を付けるなど、県内の企業への受注確保ということで努めてきております。

また、印刷につきましては、県内に本店がある者という要件を付けまして、県内の業者に受注していただける機会を設けるということで進めてきている状況でございます。

今後とも、このような取組で県内の企業への受注機会を増やすように取り組んでまいり たいと思っております。

以上です。

○碓井会長

それでは、清掃・警備業務の最低制限価格制度の御報告をお願いします。

○事務局

11 ページの資料6を御覧ください。「清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」について、説明させていただきます。

平成 28 年度に御審議をいただきまして、平成 29 年度から実施しております庁舎等の清掃・警備業務における最低制限価格制度と複数年契約の導入拡大の取組について、実施状況を報告いたします。

清掃・警備業務につきましては、業務委託の中でも人件費の占める割合が高く、労働環境に与える影響が大きいと考えられています。そこで、入札にあたりダンピング受注を防止し、適正な利潤を確保して、中長期的な担い手の育成を実現するため、予定価格の算定にあたっては、従前の見積もりに基づくものではなく、国土交通省の積算基準並びに、国土交通省の労務単価を適用するなど、統一した方法により予定価格を算出しているところでございます。

また、県内中小企業者の経営の安定、サービスの質の向上、雇用の安定を図る目的として、複数年契約を拡大する取組を実施しているところでございます。

取組の内容につきましては、予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備業務において、 最低制限価格等のダンピング対策を実施するとともに、複数年契約を行うものです。

3の実施状況についてです。この資料にあります全ての表ですが、取組を始める前の平成 28 年度と比較して、取組を始めました平成 29 年度以降がどのように取組が進んでいるかということを表した表になっております。

(1) 清掃業務についてです。

①最低制限価格制度等の実施状況についてです。令和2年度現在で、取組の対象となる全施設数は57件で、そのうち最低制限価格制度などダンピング対策を実施したものが55件となっております。ダンピング対策を実施できなかった2件につきましては、1件が病院施設と、もう1件が研修等の施設で、統一積算基準の適用外となってしまう案件でござ

います。この2件を除いた全ての契約においてダンピング対策を実施しております。

達成状況につきましては、この2件を除く取組の対象となります全 55 施設において、全て達成している状況でございます。

②複数年契約の実施状況でございます。本年度、令和2年度は、警察の庁舎の清掃業務で一気に取組が進みまして、新たに 21 件の複数年契約が実施されました。昨年までに複数年契約を実施しております 22 件と合わせまして、43 件で複数年契約を実施している状況でございます。昨年の39.3%と比較しまして、大幅に取組が進んでいる状況でございます。

③落札率の状況でございます。令和2年度現在の全施設57件の平均落札率は89.0%です。最低制限価格制度等の取組を導入する前の平成28年度と比較しまして、平均落札率は少しずつ上昇している状況でございます。

また、最低落札率は、平成 29 年度以降極端に低い落札がなくなっていることから、一定のダンピング対策の効果が発揮されていると思われます。

続きまして、12ページを御覧ください。(2)警備業務についてです。

- ①最低制限価格制度の実施状況です。令和2年度現在で、取組の対象となります 16 件全ての案件において、最低制限価格制度を実施しております。達成状況につきましては、5年間の複数年契約を実施しておりました施設におきまして、今年度契約がございまして、最低制限価格制度を導入したことにより、取組の対象となる 16 件全施設で達成しております。
- ②複数年契約の実施状況ですが、令和2年度現在で、取組の対象となります 16 件全てで複数年契約を実施しております。達成率も 16 件全てで達成している状況です。
- ③落札率の状況です。令和2年度現在、全施設16件の平均落札率は88.8%でございます。こちらも取組を導入する前の平成28年度と比較しまして、確実に上昇しているという状況でございます。また、最低落札率は、平成29年度以降極端に低い落札がなくなっていることから、こちらも一定のダンピング対策の効果が発揮されていると思われます。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいま御説明のありました資料につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

では、木下委員からお願いいたします。

○木下委員

御説明いただきましたとおり、清掃業務、また警備業務というのは人件費率が高いものですから、ダンピングが起きますと、やはり働く人へのしわ寄せが非常に大きいということで、最低制限価格が設けられるのは妥当だと思います。

これも清掃業務の中で対象施設件数 55 件のうち、最低制限価格制度の実施件数が 44 件 とありますが、これは予定価格が 100 万円以下ということで、最低制限価格の枠から外れたと解釈するのでしょうか、それが 1 点。

2点目は、雇用の安定という面でいきますと、やはり複数年契約というのが好ましいと 考えておりますが、清掃業務、警備業務それぞれにおきまして、複数年というのは、現況 は何年で契約されていらっしゃるのか。また、事務局としては何年が妥当であるとお考え なのか、それをお聞きしたいと思います。お願いします。

○事務局

まず1点目です。55件ありまして、44件が最低制限価格制度を使っており、残りの11件が低入札価格調査制度を実施しているということです。

○木下委員

11件は低入札価格調査制度ですね。分かりました。

○事務局

それから、複数年の契約の年数ですが、清掃につきましては、ほとんどの施設で2年間でございます。これは人件費の上昇とかを考えますと、大体2年ぐらいが妥当かと考えております。

警備につきましてはほとんどが3年で、先ほど御説明しました1件だけ5年という施設がございます。警備につきましては、機械警備というものもございまして、機械を設置したにもかかわらず、あまり高い頻度で業者が代わりますと、機械警備のスケールメリットが小さくなってしまいますので、大体3年が妥当ではないかと見ております。

ですので、清掃が2年、警備は3年が、大体今のところ主流かと考えております。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

複数年契約についてお伺いします。警備業務のほうは達成率が 100%で推移しておりますが、清掃業務については、確かに令和2年度 75.4%とかなり増えたわけですが、これについては、恐らく 100%を目指しておられると思いますが、警備業務と比べてなかなか100%に行くには難しい点があるのかどうか、その辺はどういうことがあるのかちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

複数年契約を実施できない施設に、どうしてできないのか一度お聞きしたことがございます。ある施設は、土足とか土足でない場所が不規則に変更したりして、一定の清掃する範囲が決められない施設ですとか、外構の清掃を数年に一度計上しているところがあって、そういったことで単年度で契約しているところがあるとお聞きしています。これもいろい

ろ調整していく中で、徐々に来年も増えていくようにお願いしていきたいと思っております。

○碓井会長

森委員、どうぞ。

○森委員

先ほど木下委員からお話しがありましたように、私も複数年契約の年数はどれぐらいかと御質問をしようと思っていたところです。先ほどの返答にもありましたように、清掃で2年、警備業務で3年というところで、お分かりのとおり、人件費というのは固定的な経費ということがありますので、2年及び3年の妥当性を改めて吟味しながら、ここに所期の目的として担い手の中長期的な育成というものがありますし、受注企業の適正な利潤というものがありますので、利潤確保というところで、それこそ毎年損益を計算しながらやっていく。

やはり2年間で様子を捉えてというところで、ようやく調子に乗ってきたら次はみたいな形になると、なかなか経営の安定化というのは図りにくいかと思いますので、そういった中長期的な経営の安定というところの所期の目的に照らし合わせながら、どんなふうに複数年契約を刻んでいくのかというところは、改めて検討していく必要があるかと思うところですが、そこについてはいかがでしょうか。

○事務局

清掃につきましては、ずっと今まで2年だったのですが、今年度から3年という施設も2件ほどございます。そういったところの施設の状況も勘案しながら、2年が妥当だと思っていますが、3年でも十分できるようでしたら3年にしていきたいと思っております。

○森委員

これまでの実績も含めて、どう評価していくのかというところになってくるかと思いますので、改めて検討の段階に来ているのかと思っているところでした。 以上です。

○碓井会長

私から質問させていただきます。人件費というのは、最低賃金制度もそうですが、変動していくもので、複数年契約の場合は契約の中にスライド条項みたいなものも含めるのが普通ですか。それともそういうのは一切なしにやるものですか。2年だから我慢せよというところもあるのかもしれませんが。

○事務局

現在のところはスライド条項を使わずに2年間同じ単価で契約しているという状況になっております。流れとしましては、複数年契約の場合、賃金の上昇が著しいというか、コロナで大分落ち着いてきましたが、このところ最低賃金も3%でずっと上昇し続けており

ますので、業界からも、複数年契約の場合、途中で単価の変更をお願いしたいという要望も受けておるところでございます。

○碓井会長

検討事項ということでしょうか。 ほかに御質問や御意見はありますでしょうか。 湯本委員、お願いします。

○湯本委員

今の碓井会長さんの質問に関連するのですが、特にコロナの関係で、県庁もそうですが、 非常に丁寧にアルコール消毒もしてもらっていまして、業者側のそういった負担が多いと 思うのですが、ただ契約で決まってしまうということであれば、結果として働いている皆 さんの単価へしわ寄せが行ってしまうのではないかと思うのですが、その辺はどんなふう に考えておられるでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

新型コロナウイルスの感染防止対策ということで、長野県でも様々な取組を行っているところです。県には様々な施設がございまして、特に県民の利用の機会が多い県庁ですとか、合同庁舎につきましては、清掃のほかに消毒作業を実施してもらっているところでございます。

各施設によって、来庁者の人数や来庁する形態も違いますので、実施状況はそれぞれ違うと聞いておりまして、それぞれ契約の仕方は違うとお聞きしております。

ある施設では、今の清掃の契約の仕様を変更して、清掃の業務を減らす代わりに消毒の 業務をやってもらう、ある施設では、清掃業務のほかに消毒業務を別途に契約していると 聞いております。

追加で依頼する、別途で契約する場合ですけれども、当然消毒作業というのは単価が決まっておりませんので、必ず見積もりを徴取した金額で契約しているということですので、金額的に単価の面で業者にしわ寄せしていないと聞いております。

今後もコロナの状況によって、また増えてくると思いますが、業者さんにしわ寄せが行かないように配慮していきたいと思っております。

○碓井会長

ほかに御質問、御意見ありますか。よろしゅうございますか。

では、この件につきましても、御報告をいただいたということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ウ 小規模県有施設木造利用推進モデル事業の試行

○碓井会長

続きまして、ウの「小規模県有施設木造利用推進モデル事業の試行」につきまして、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

「小規模県有施設木造利用推進モデル事業の試行」について説明させていただきます。資料7を御覧いただきたいと思います。

まず趣旨ですが、建設部では、交番や駐在所等の小規模施設の建設にあたりましては、 適正なコストで県産木材の利用や質の向上を実現するとともに、地域の景観育成に資する 建物を目指しております。

今回の取組につきましては、木材に関する豊富な知識を有する施工者と設計者が協力をいたしまして、具体的で合理的な施工技術の検討を行うことを新たな要件とします公募型プロポーザルを実施をいたしまして、最適な設計者と施工者を選定するというものであります。

事業のスキームですが、資料の中ほどの事業イメージのところを御覧いただきたいと思います。図の左側にありますが、これは従来の手法ですが、通常ですと、入札によりまして実施設計者を決定しまして、実施設計の完了後に建設工事の入札を行っております。

次に、今回の取組ですが、右側の欄にありますように、まず設計者と設計協力者である 地域の工務店が連携をいたしまして、セットでプロポーザルにより選出をするというもの です。

なお、設計と施工部門が社内連携をしましたゼネコンの単独参加も可能といたします。 その後選出をされました設計者と契約をいたしまして、地域の工務店と連携しながら設置を進めていただきまして、設計が完了いたしましたら、設計協力者として参加をいただいた地域の工務店等に建設工事を随意契約していくものです。

この取組の背景といたしまして、工事施工者が設計段階から技術協力をする ECI 方式というものがありまして、Eは Early、Cは Constructor、I は Involvement の略ですが、この ECI 方式が、国をはじめとする比較的大規模なプロジェクトで用いられるようになりました。今回はこの方式を県の小規模施設の整備に際し、準拠しようというものであります。

この取組のメリットでありますが、資料の「効果」のところを見ていただきますと、そこにもありますとおり、県の小規模な木造施設の整備にあたっては、一般住宅に比べまして割高な傾向となっておりまして、今回の試行によりまして、地域の工務店が蓄積しました県産木材に関するノウハウ等によりまして、品質を保ちながらコストの適正化が可能になると考えております。

さらに、木造は鉄筋コンクリート造や鉄骨造など他の工法に比べまして、施工者のノウハウの差が大きいと考えておりまして、公共建築物におきましても工夫の余地があると考えております。

また、地域の工務店等が設置段階から関わることによりまして、施工段階のよりきめ細やかな計画と合理的な施工が可能になると期待をしております。なお、今回は広く技術の

ある方に御参加をいただけるように、県内全域の入札参加資格者を対象とする予定でございます。

また、交番・駐在所の建設につきましては、これまでの経過において、約半数の入札について不調、不落となった経過がありますので、この取組がその解消にもつながってくるのではないかと期待しております。

適用は、10月公告以降の駐在所の設計業務の発注からモデル的に試行する予定であります。

説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、皆様から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

奥原委員、どうぞ。

○奥原委員

対象者は、最初からゼネコンさんの単独でも参加されるということですけれども、ゼネコンさんが応札される件数と、地元ですとか、小規模な設計事業者さんと工務店さんが参加される割合を、県でもしお考えのようでしたら教えていただきたいです。

○事務局

具体的な数字は把握が難しいかと思いますが、建築一式の登録をされています会社の方が 720 者全体でいるということで、工務店さんで木造等について活用を積極的に行っていただいていらっしゃる方、例としまして、今、県のほうで環境配慮型の住宅助成金という制度を行っておりますが、こういったところに参加していただいた実績のある方、あるいは信州木造住宅協会に加盟されている方で登録のある方、合わせまして大体六十数者ございますので、大勢の方に参加していただける余地はあると考えております。

以上です。

○奥原委員

もう一点、今年の 10 月以降に公告する駐在所等の設計業務からということでお話がありましたけれども、年度内にどのくらいの件数をお見込みになられているか、分かれば教えてください。

○事務局

現在の予定では2件考えております。

○奥原委員

お願いですが、年度内2件ということですので、少数ではありますけれども、県内の設計業者さんですとか工務店さんをまず優先していただいて、応札状況を見て、それからゼ

ネコンさんの段階的な参加も検討していただければと思います。 以上です。

○碓井会長

事務局で何かコメントはありますか。よろしいですか。

○事務局

やり方につきましては、試行していく中で、また修正、あるいは発注前に今の御意見をいただいてどういうふうにするかというのは、発注課のほうに伝えて検討していくということでやらせていただきたいと思います。

○奥原委員

お願いいたします。

○碓井会長

交番などは、発注機関はどこになるんですか。

○事務局

発注機関は施設課になります。

○碓井会長

湯本委員から手が挙がっていますね、どうぞ。

○湯本委員

奥原委員に関連するのですが、実際試行とはいえ、公募型プロポーザルは、かなり設計というか、造るにはノウハウが要ると思うんですが、特に駐在所というと地元密着なので、 先ほど回答いただきましたけれども、ぜひ十分に配慮していただきたいと思います。 以上です。

○碓井会長

これは御発言があったということでよろしゅうございますね。ほかに何か、よろしいですか。

それでは、この件につきましても、御報告として承ったというふうにさせていただきます。

エ 説明請求審査部会の審議結果

○碓井会長

続きまして、報告事項のエ「説明請求審議部会の審議結果」について、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

資料8の「説明請求審査部会の審議結果」について、御報告させていただきます。14ページの資料8を御覧ください。

建設工事に係る委託業務についての成績評定に関する再説明請求2件について、知事から諮問を受けましたので、説明請求審査部会を開催し、審議しました。

まず、1「説明請求審査部会の開催内容」につきましては御覧のとおりとなっております。再説明請求①、②ともに、地質調査業務に係る再説明請求となっております。

次に、2「審議結果」につきまして、審議会規則第5条第6項及び平成26年度第1回契約審議会の議決により、説明請求審査部会の決議をもって審議会の決議としており、審議会として知事に答申しました概要となっております。

再説明請求①、②ともに、評価内容及び採点表は変更しないことが妥当であるとの結論になりました。

なお、いずれの請求においても、当事者からの聴取の結果、発注者及び受注者の意思疎通が十分でないことが、再説明請求まで行うに至った大きな要因と考えられたため、互いに十分に意思疎通を図るよう補足意見をどちらも付加しております。

また、資料にはございませんが、答申を受けた知事、こちらの実務は各事業課になりますが、知事は、再説明請求者に答申内容、補足意見を踏まえた取組を行う旨を通知したところでございます。

簡単でありますが、以上で報告を終わります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症で苦しんでいた時期の審査部会だったと思います。この開催 方式について御報告いただけますか。

○事務局

開催方式ですが、6月、7月ともに、こういったコロナウイルスの時期でありましたけれども、一堂に会して行わせていただきました。

ただ、6月の審議ですが、安全を考えて、県外在住の吉野部会長には御欠席いただきまして、県内在住である、第2期委員の柳澤委員及び轟特別委員のお2人で御審議していただいたところでございます。

7月の審議につきましては、3名とも御出席の下、一堂に会して御審議していただきま した。

○碓井会長

大変な時期に、部会の委員の皆様ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

それでは、手が挙がっていないようですので、これも承ったということにさせていただ

きます。どうもありがとうございました。

そうしますと、今日の会議次第の7の会議事項は、一応全部報告事項ア〜エが終わった ことになります。ほかに何かありますでしょうか。

秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員

1点確認というか、事務局に教えていただきたいことがありまして手を挙げさせていただきました。

長野県では、昨年度から全国初めて SDGs 推進企業登録制度という、大変先駆的な取組を始めています。取組番号 77 の「認証登録などの環境配慮に関する取組を評価する」というところに該当するのかなと思うのですが、SDGs 推進企業登録制度についても、ここに加味されているという理解でよろしいかという確認です。

○碓井会長

全体に関わることですが、どなたに。

○事務局

取組番号 77 ですが、取組は実施しているということになっております。SDGs の関係 でございますが、今の取組方針の中では SDGs のことも入っているのですが、今後また SDGs の考え方を踏まえまして見直しを図っていきたいと思っておるところでございます。

○秋葉委員

ありがとうございます。本当に全国初めて始めた制度で、他県からも、国からも大変評価をいただいている制度だと認識しておりますので、長野県の独自性を出せるように、事業者さん 478 者に御登録いただいておりますので、ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

○碓井会長

堀越委員。

○堀越委員

今の件ですが、前回の審議会のときに、私のほうからそれを加点の対象にしないのかということを確認させていただきました。それについては、事務局から、今後検討していくというような回答をいただいた気がしているんですが、その辺をお願いいたします。前回の書面での会議のときです。

○事務局

入札参加資格について、建設工事で説明させていただきます。今回のコロナウイルスの 関係で1年間付与期間が延長になっているということは、前回の契約審議会で特例として 認めていただいたところでございます。 本来であれば、入札参加資格の新客観項目として、この長野県のSDGs 推進企業登録制度を挙げようと思っていたのですが、新型コロナの関係で1年延びてしまったということで、今後この長野県のSDGs 推進企業登録制度を入札参加資格の加点項目として検討させていただきたいと考えています。

○堀越委員

ぜひよろしくお願いいたします。

○碓井会長

ほかに何か、特に御発言がおありの方はいらっしゃいますか。

今日はこのようにして **ZOOM** を使った会議を行ったわけですが、会議の運営の仕方について、特に何か御要望とかありましたら。要望があっても応えられない面も当然あるんですが、何か御発言が、感想も含めてありましたらお願いいたします。

事務局からでも結構です。よろしいですか。

では、今日の審議は尽くしたと思われますので、皆様には円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

事務局に御発言を渡したいと思います。

8 その他

○小野企画幹

慎重審議をどうもありがとうございました。

次第8「その他」ですが、事務局から1点お知らせがございます。

次回第3回契約審議会の開催を、11月に予定したいと存じます。準備が整い次第、日程 調整の御連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様から、その他の関係で何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

9 閉会

○小野企画幹

それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。 本日は、どうもありがとうございました。

(了)